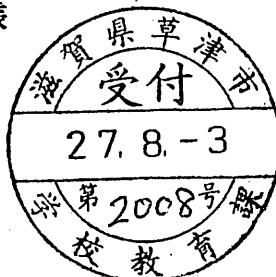


2016年度使用中学校教科書の採択に関する請願書

2015年8月3日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正 様



草津市追分三丁目 8-11 田中気付
子どもと教科書 市民・保護者の会
事務局 木村 幸雄

2016年度から使用される教科書の採択に向けて、すでに貴教育委員会では調査・選定・採択過程に入っていることと思います。今年の中学校教科書採択は、文科省の教科書基準が改定され教科書に政府見解等を盛り込むことが強制される中で検定合格した教科書から選定せざるを得ない、本来の教育においては重大な問題をはらんだ教科書採択になっていると考えます。そうした中にあっても貴教育委員会におかれでは、十分な議論のうえ、平和で人権尊重の確立される社会を担う子どもたちにふさわしい教科書を採択されるよう願うとともに、併せて教育に直接携わる教員の意見が反映されるよう強く願うところあります。

一方で、今回の教科書検定においては、2001年以降国内外から批判を浴びてきた新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会」）が編集した自由社版教科書や、日本教育再生機構及び改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会（「教科書改善の会」）が編集した育鵬社版教科書も検定に合格しました。

私たちは、憲法の理念や近隣諸国との友好関係を深める観点から、これら2社の教科書を採択しないよう求めることを含めて、公正かつ民主的に教科書採択が行われるよう貴教育委員会に要望・請願いたします。

貴教育委員会におかれでは、この請願を憲法第16条および請願法に基づく請願として取扱い、各教育委員にこの内容をお知らせいただくことはもとより、教育委員会会議において、慎重にご審議くださるようお願いいたします。

【 請願書 】

1. 1982年の教科書問題を発端にして文部省は、教科書検定基準の中に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という近隣諸国条項を設けました。当時の宮沢官房長官は、「過去において、我が国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んで来た」とし、この精神が「我が国の学校教育、教科書の検定にあたっても、当然、尊重されるべきものである」と、「近隣諸国条項」を設けた趣旨を説明しました。この「近隣諸国条項」は、昨年1月の検定基準改定においても、アジアとの友好関係を発展させていくための重要な観点として維持されてきているところです。

しかし、昨年の改定で、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」などの条項を加え、領土問題をはじめ近隣諸国と主張が対立するような場合などにおいて、いわゆる政府見解などを記述するように定めました。しかし、このことは、「近隣諸国条項」の軽視にとどまらず、教育の場において子どもたちに、その事象や問題の原因と対立点などについて考えることを停止させてしまうことにつながりかねません。そこからは、他国に対する排外的な心情が醸成されるとともに、他国への偏見や敵対的意識を形成する可能性が大きいと言わねばなりません。それは、もはや教育ではなく、「教化」と言えるものだと考えます。

これからの中学校教科書採択において、今こそ「近隣諸国条項」を重視すべき時だと考えております。

これからの中学校教科書採択において、今こそ「近隣諸国条項」を重視すべき時だと考えております。

また、他の地域同様、草津においても、在日韓国朝鮮人をはじめ多くの外国人にルーツを持つ子どもたちが公立の学校に通っていることから、自国中心の歴史認識ではなく、過去の戦争と植民地支配の歴史を真摯に受け止める教育が必要です。

この点については、かつての戦争で多大な被害をこうむったアジアの人々も日本のこれからの中学校教科書採択においてもこの観点を重視するよう要望します。

2. 草津には、部落問題や在日外国人問題、障がい者問題などさまざまな人権に関わる問題があり、教育課題としても積極的に取り上げられてきたところです。そのため、「人権の取り扱い」は、草津の教育にとって極めて重要なテーマになると考えています。今年の中学校教科書採択においてもこの観点を重視するよう要望します。

3. 貴市は、2009年に施行された草津市男女共同参画推進条例のもとで、男女が真に対等な市民として、性別にかかわりなく持てる力を發揮できる社会を目指して、「第3次草津市男女共同参画推進計画」により、施策を総合的かつ計画的に推進しておられ

ます。今日、男女平等の考え方や男女共同参画を進めることは、女性差別やDVなどの人権問題の解決はもちろん、一人ひとりの人らしい生き方を追求する上においても、大変重要なことと考えます。については、男女共同参画社会の早期実現を学校教育において推進するために、今年の中学校教科書採択においてもこのことを重視するよう要望します。

4. 教育基本法には、「愛国心」に繋がる目標がありますが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めています。偏狭なナショナリズムを喚起する教科書が何をもたらしたのか、戦前の教育が明瞭に示しているからです。貴教育委員会でも教科書採択にあたって、人を愛することの大切さは重視しても、一つ間違えば偏狭なナショナリズムに繋がる「愛国心」を、重視するような採択はしないよう要望します。
5. 教科書採択にあたっては、現場の教員の意見を十分聞き、それを教科書採択に反映すべきです。2015年4月7日付け文部科学省初等中等教育局長通知においても、「教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、・・・調査員等が作成する資料については、教育委員会その他の採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること」と、教育に直接携わり専門性を有する教員等を調査員とすることや、その資料が採択に資することを前提としており、現場の意見を大切にするよう促しています。つまり、日々生徒と接し授業する教員が、生徒の実態に合わせた教科書、また、子どもにわかりやすく教員も教えやすい教科書を選ぶことは大切なことだからです。例えば、大工さんが、使いやすい道具を使うのは当然ですが、さらに場合によっては自分流に加工までします。また、医師が使いにくくて、問題のある医療器具を使って手術をさせられたら、医師は大変つらいでしょうし、さらに怖いのは患者です。命にかかわります。教育における道具(教材)である教科書も全く同様です。
なお、教科書採択権限が教員にないのは、「先進国」では日本だけで、アメリカ・カナダ・フランス・ドイツ・フィンランド等々においては、教科書採択に教員が直接かかわっています。その意味でも、間接的とはいえ調査員として教科書採択にかかわる教員の意見および調査結果を十分考慮し、教科書採択が行われるように要望します。
6. 教科書採択にあたっては、多くの都道府県市教育委員会等で、傍聴を認め公開の場で行なわれております。これは、教育委員会の会議は、時には個人の人権にもかかわる人事に関するもの以外は、すべて公開すべきものとの考えによるものであると思います。また、教科書選定審議会なども公開の場で行なわれ、さらに教科書調査の観点や教科書選定基準なども、採択までに事前公表されているところがたくさんあると聞きます。前掲の文部科学省通知においても、「採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、・・・会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること」とし、傍聴を認めることも前提に、その公正確保を促していますし、また、教科書採択方法の改善についての項で、「教科書の採択に関する情報の公表につい

て、・・・必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたい」と要請しています。

また、今日の社会は、行政機関が物事を決定する際、納税者である県民市民に、そのプロセスを含めて公開することが原則となっております。それは、教科書採択においても、決して聖域的なことはなく、当然貫かれるべきことあります。なぜなら、教科書購入の経費は税金だからです。

この点については、貴教育委員会は、一昨年度から、傍聴者のいる公開の場での教科書採択を実施されるようになったとうかがっております。したがって、今年度の教科書採択においても、これを継続していただくとともに、採択にかかる情報の公開性をさらに高めていただくよう要望するものです。

7. 最後に、今日の「つくる会」系教科書と称される育鵬社版・自由社版教科書は、「つくる会」内部で、互いの利害や思惑で双方がいがみ合い分裂したあと、現在別々に教科書を発行しているものです。そのような経緯はともかくも、その教科書編集に対する偏った考え方は、今も何ら変わることなく連綿と受け継がれ、そのことは教科書内容に如実に表れています。

ここでは、個別に批判することは致しませんが、あえて挙げるなら、育鵬社版公民教科書には、現職総理大臣である安倍晋三氏の写真などが15枚も掲載され、あたかも政権の広報誌のようで嘆然といたします。また、編集にかかわっている日本教育再生機構によると「育鵬社が一番女性のコラムが充実している」という意見が寄せられているとのことです、育鵬社版の執筆者に女性の名前は見当たりません。これは、自由社も同様です。いわば男性視点の女性観なのでしょう。また、請願権について、その権利が「国民」にあるように書かれており、「なんびとも」その権利があると規定された憲法第16条を明らかに間違えて記述しています。

このような教科書は、中学生にとって害悪以外の何物でもありません。絶対に採択されないよう強く要望いたします。